

令和8年度出雲市シティプロモーション事業業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度出雲市シティプロモーション事業業務

2 目的

本市においては、中山間地域を中心に急速な人口減少と少子高齢化が進行し、地域コミュニティの衰退が深刻化している。また、進学や就職に伴う若者層の流出が顕著となっており、後継者不足や地域経済の停滞が懸念されている。

こうした状況を踏まえ、多様な主体が連携し、本市の様々な強みや魅力、取組を市内外に効果的に発信し、市民のまちへの愛着や誇りの醸成、若者層の人口流出抑制、都市部からのU I Jターンの促進につなげるため、出雲市シティプロモーション戦略（以下、「戦略」という。）に基づき、効果的な情報発信を行う。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

ただし、5 業務内容（3）「帰りたくなる場所」発信業務の動画・ポスター制作については、令和8年11月30日までとする。

4 ターゲットおよび訴求内容（戦略要件）

戦略では、データ分析に基づき以下の8つのターゲットを設定している。

提案者は、市公式ホームページに掲載している戦略を熟読の上、提案を行うこと。

【インナー（出雲市内在住者）】

No	ターゲット	重点訴求内容	戦略的ねらい
1	30～40代前半既婚男性 (親同居・子あり)	人とのつながり・街の 活気	交流機会やイベントを通じた刺激を提供し、安定した生活の中での物足りなさを解消する。
2	20～30代の女性	日常的な買い物のしやすさ	生活圏内で楽しめる買い物やリフレッシュ方法を提案し、日々の生活満足度を高める。
3	子育て世代・予備軍	子育てのしやすさ	豊かな自然環境を活かした「子どもとの休日の過ごし方」を提案する。
4	高校3年生	ふるさとへの愛着醸成	出雲で育った経験や地域の魅力を振り返る機会を通して、原体験としての地域への愛着を醸成する。

【アウトター（島根県外在住者）】

No	ターゲット	重点訴求内容	戦略的ねらい
5	30歳前後・出雲市出身 (都市部在住)	自然環境・住環境	住宅購入や定住を見据える層へ、都市部にはない「余裕のある住環境」のベネフィットを訴求する。
6	20～30代・出雲市出身 (中四国地方在住)	家族の近くでの暮らし	ライフステージの変化を迎える層へ、家族との距離感や混雑のない暮らしの快適さを訴求する。
7	44歳以下男性・出雲市 出身(都市部在住)	仕事の選択肢	地域貢献や自己実現が可能であることを示し、仕事もプライベートも重視したい層へアプローチする。

8	大学3、4回生	地元就職の選択肢提示	仕事の選択肢や地元就職のメリットを伝える。
---	---------	------------	-----------------------

5 業務内容

戦略に基づき、以下の制作およびプロモーション業務を行う。

(1) シティプロモーションサイトの構築及び運用支援

別紙（出雲市シティプロモーションサイト構築及び運用支援に係る仕様書）のとおり。

(2) クリエイティブ制作業務

①各ターゲット（4「ターゲットおよび訴求内容（戦略要件）」No1～3、No5～7）に合わせた次のコンテンツを企画・制作すること。

媒体	内容	本数
instagram	<ul style="list-style-type: none"> 動画コンテンツ（60秒～90秒程度） 制作する動画のカルーセル投稿用静止画及び投稿文 	20
	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各ターゲットごとに3～4本程度を想定 制作する動画に対応する記事コンテンツ（シティプロモーションサイトに掲載）も合わせて制作すること。 	
シティプロモーションサイト	<ul style="list-style-type: none"> ターゲット別記事コンテンツ 	6
	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> Instagram用コンテンツ（カルーセル投稿用静止画及び投稿文）制作も含む。 	
	<ul style="list-style-type: none"> シティプロモーションサイトに移行する「出雲人-IZUMO ZINE-」で公開済みの記事をユーザーニーズや検索エンジンの最新アルゴリズムに合わせてリライトした記事コンテンツ 	20
	<p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> instagram用コンテンツ（カルーセル投稿用静止画及び投稿文）制作も含む。 リライト対象の記事は、本市と協議の上、決定するものとする。 	

②市が開設しているinstagram（出雲市シティプロモーション）の管理および運用の支援を行うこと。

(3) 「帰りたくなる場所」発信業務

各ターゲット（4「ターゲットおよび訴求内容（戦略要件）」No4、No8）に合わせた動画・ポスターを制作する。

①動画制作

- 出雲市から市外に転出する高校3年生に向けて「いつでも帰る場所がある」出雲市内で就職・進学する高校3年生に向けて「いつまでも出雲で暮らして欲しい」ということを伝える動画を卒業シーズンに放映するコンテンツを制作すること。
- 放映用（3分程度）1本及びSNS活用（Instagram リール/YouTube ショート）のための切り抜き各3本（各SNS投稿文及び投稿用静止画の作成も含む）。

②県外大学掲示用ポスター制作（デザイン・印刷）

- 卒業後の進路や生活の選択肢として、学生に本市での暮らしを意識してもらうコンテンツを制作すること。なお、ポスターサイズは、A1～A4サイズを準備すること。
※対象の大学は、6～12校程度を想定しており、各校向けに1～2部程度の掲示を想定している。
※大学へのポスター掲示にあたり、大学が興味を示す提案を行うこと。

(4) 広告運用業務（ペイドメディア）

①WEB/SNS 広告

- ア 媒体：Meta（Instagram/Facebook）、X、Google（YouTube）、Yahoo!、SmartNews
当事業で構築するサイト公開にあわせ、集中的な広告投下を行い、その効果検証データを整理すること。
※誘導先：（１）で構築するシティプロモーションサイト等。
- イ 媒体：Meta（Instagram/Facebook）は、６月～３月で継続的な運用を行うこと。
※誘導先：本市が指定する Instagram への広告
- ウ （３）「帰りたくなる場所」発信業務②に合わせて実施する効果的な広告配信について提案を行うこと。
- エ 配信する広告の目的に応じた最適な配信方法を配信回数の目安とともに提案すること。
- オ 配信する広告に使用するバナーの作成は受注者が行うこと。
- カ 広告効果レポートに基づく改善提案（PDCA）を行うこと。

（５）litlink の構築

シティプロモーション事業の概要がわかる litlink ページの作成及び管理・運用を行うこと。

（６）多様な主体との連携

（２）及び（４）等の業務の中で、産官学金労言士のうち２団体以上との連携施策を企画・実施すること（必須要件）。

6 業務遂行体制

本業務は市のブランドイメージに直結するため、以下の体制を構築すること。

- （１）プロジェクト管理：全体の進捗管理、品質管理を行う統括責任者を配置すること。
- （２）安全管理体制：SNS 運用における「炎上」や誤情報の拡散等のリスクを想定し、事故を未然に防ぐためのチェック体制および緊急時の連絡・対応フローを明確にすること。

7 費用の負担

本業務に要する資機材、消耗品等は、すべて受注者の負担とする。

8 提出書類

- （１）本業務の委託契約締結後、速やかに業務実施計画（スケジュール、体制図、リスク管理計画を含む。）を作成し、発注者に提出すること。計画を変更した場合も、同様に提出すること。
- （２）業務完了後、完了期日までに業務実績書（作業内容を記録した実施報告書）を作成し、発注者に提出すること。

9 進捗状況の報告

受注者は業務の遂行にあたって、月１回程度、進捗状況把握・情報共有のための協議を行うこと。打合せ方法（対面・オンライン）は協議の上決定する。

10 成果品

- （１）業務実施報告書（広告実績、効果検証結果を含む）一式
- （２）制作した動画・静止画・記事等のデジタルデータ一式
- （３）制作したポスター等の現物
- （４）シティプロモーションサイト構築関係
 - ①サイト設計書一式
 - ②Web サイトデータ一式（プログラムデータ、デザインデータ等）
 - ③コンテンツ移行結果報告書一式
 - ④CMS 操作マニュアル（管理者用・投稿者用 各１部）
- （５）素材データ一式（撮影写真・動画の元データ）

11 留意事項

- （１）本業務の遂行において、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないこと。また、本業務が完了した後においても同様とする。

- (2) 受注者は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、本業務の実施により知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律等関係法令に基づき、情報の厳格な管理及び適切な運用を行うこと。また、本業務が完了した後においても同様とする。
- (3) 受注者の責に帰すべき理由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合には、受注者がその損害を賠償すること。
- (4) 受注者は本業務実施において、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た時は、この限りではない。
- (5) 受注者は、本業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて発注者との協議及び打合せを行うこと。
- (6) 本業務における成果品の権利等は、全て出雲市に帰属するものとし、受注者は、本市の承諾を得ずに、他に公表し、貸与し、又は使用してはならない。
- (7) 本業務に要する資機材、消耗品等は、すべて受注者の負担とする。

1 2 権利の帰属

- (1) 本業務により作成された成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて出雲市に帰属するものとする。
- (2) 本市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために成果物の改変を行うことができるものとし、受注者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 受注者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (4) 制作した素材は、市が実施する他の広報媒体（パンフレット、SNS、ポスター、デジタル広告等）においても二次利用可能とすること。
- (5) オープンソースソフトウェアを使用する場合は、そのライセンス条件を一覧にして市に報告すること。

1 3 個人情報の取扱い

- (1) 業務上知り得た個人情報および秘密情報は厳重に管理し、本業務以外の目的で使用してはならない。本業務終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の取扱いについては、「出雲市個人情報保護条例」その他関係法令を遵守すること。
- (3) 取材・撮影により取得する肖像権、個人情報については、本人の同意を得た上で適切に管理すること。同意書のひな形は受注者が作成し、市の承認を得ること。
- (4) 本業務の履行にあたって、本市から受領又は閲覧した資料を本市の承諾なしに第三者に閲覧させてはならない。

1 4 疑義及び協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、出雲市と受注者が協議の上、業務を遂行しなければならない。

【仕様書 別紙】

**出雲市シティプロモーションサイト構築及び運用支援に係る
仕様書**

1 構築するサイトの目的

構築するサイト(以下、「本サイト」という。)は、単なる情報掲載サイトではなく、以下の役割を担う情報基盤として構築する。

- (ア) 戦略の基本的訴求方針である「人とのつながり」と「暮らしやすさ」を体現し、市民のまちへの愛着醸成、移住・定住および就業の促進、関係人口の創出に資するコンテンツを発信すること。
- (イ) 市民・関係人口が出雲市との関係性を深めていく導線として機能すること。
- (ウ) 既存の関連 Web 媒体や SNS と連動し、市全体の発信力を拡張するハブとして機能すること。

2 履行期間

本サイトの構築は令和8年9月30日(データ移行含む)

運用期間はサイト構築後令和9年3月31日まで

※公開日は協議の上決定するものとする。

3 ターゲット

本サイトは、令和8年度 出雲市シティプロモーション事業業務委託 仕様書の4「ターゲットおよび訴求内容(戦略要件)」に記載するターゲットに対する情報発信基盤として機能するものとする。

4 業務内容

出雲市シティプロモーションサイト構築及び運用支援業務(以下、「本業務」という。)の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 既存サイトの統合・移行

現在運用している「出雲人 -IZUMOZINE-」および「いずもな暮らし」のコンテンツを本サイトへ統合・移行すること。

(ア) 以下の既存コンテンツは、原則としてすべて本サイトへ移行すること。具体的な移行対象については、本市と協議の上決定する。

- ・出雲人インタビュー記事
- ・UI ターン者の声
- ・いずもな暮らしブログ

(イ) 移行にあたっては、新サイトのトーン&マナーおよび情報設計に合わせた整理を行うこと。

(ウ) 既存サイトの URL からのリダイレクト対応について、方針を提案すること。

(2) 構成設計およびデザイン制作

出雲市シティプロモーション戦略に基づき、次の条件を満たすデザインを制作すること

(ア) 視認性・操作性に配慮したレイアウトやアニメーション等を活用し、閲覧者にとってストレスのない快適な UI/UX を実現すること。

(イ) ターゲットセグメントの特性(メディア接触傾向等)を踏まえた UI/UX デザインの提案を行うこと。

(ウ) 本サイトを、市民や関係者が関わる「参加型サイト」へと発展させていくことを見据えた設計とすること。

(エ) ユーザー体験の向上に資する独自の提案(インタラクション設計、コンテンツの見せ方等)を行うこと。

(オ) スマートフォン、タブレット、PC などあらゆるデバイスで最適に表示されるレスポンス Web デザインを採用すること。

(カ) SEO や AIO 対策、その他閲覧者の利便性を考慮した構造とすること。

(キ) 公開するコンテンツは、以下のブラウザの最新版およびその1つ前のバージョンで正常に閲覧可能であること。

- Microsoft Edge
- Google Chrome
- Mozilla Firefox
- Apple Safari (macOS / iOS)

※対応バージョンの詳細は、構築時点の最新状況を踏まえ、本市と協議の上決定する。

- (ク) 戦略に基づくプロモーション施策（SNS 広告、デジタル広告、キャンペーン等）と連動する特設ランディングページ（LP）を制作すること。LP は施策のテーマやターゲットセグメントに応じて個別に設計し、本サイトのトーン&マナーと統一した上で、施策ごとのコンバージョン（問い合わせ、イベント申込、資料請求等）を促す構成とすること。制作本数および内容は本市と協議の上決定する。

(3) CMS（コンテンツ管理システム）の設計・構築

市職員が記事の更新を行うことを想定し、以下の機能要件を満たす CMS を導入すること。具体的な製品・技術の選定は提案者に委ね、要件充足の根拠とともに提案を求める。

- (ア) 導入する CMS は以下の条件を満たすこと。
- 十分な導入実績を有し、継続的なアップデートおよびセキュリティパッチの提供が行われている製品またはオープンソースソフトウェアであること。
 - 受注者が独自に開発した CMS は原則として認めない。
- (イ) 市職員が専門知識なく記事の作成・編集・公開、画像のアップロード、レイアウトの調整を行えること。テンプレート化を基本としつつも、自由な配置が可能な構造とすること。
- (ウ) 「市民ライター」「出雲人」等の外部協力者が、記事およびイベント情報の入稿・編集を行える権限管理機能を備えること。具体的には以下の要件を満たすこと。
- 管理者、編集者、投稿者（市民ライター・出雲人）等の複数ロールを設定可能とすること。
 - 投稿者は自身の投稿のみ編集可能とすること。
 - 公開は編集者以上の承認を経る運用フローを実現できること。
 - 記事およびイベント情報を公開または更新した場合には、トップページや各カテゴリページなどの主要なページに新着情報として公開記事へのリンクを一覧で表示できること。また、新着情報への掲載可否を選択できること。
- (エ) イベント情報の投稿・管理機能を設けること。以下の要件を満たすこと。
- イベントの日時、場所、内容等を登録でき、開催日によるカレンダー表示や一覧表示が可能な仕組みとすること。投稿者は自身の投稿のみ編集可能とすること。
 - イベント中止時には、中止である旨をイベントページのトップ等に目立つよう表示するなど、閲覧者に分かりやすく情報を発信できる機能を有すること。
 - イベント情報の入稿は市職員だけでなく、外部協力者も行える設計とすること。
- (オ) 記事のカテゴリ分類、タグ付け、検索機能を備えること。
- (カ) 予約公開機能を備えること。
- (キ) 記事のバージョン管理（履歴管理・復元）機能を備えること。
- (ク) CMS 製品の選定理由、市職員の運用負荷を軽減するための工夫（直感的な管理画面、テンプレート設計等）、将来的な機能拡張・他システム連携の容易性について提案すること。
- (ケ) 各ユーザーのログイン履歴およびコンテンツ更新履歴を、管理者が確認できる機能を備えること。
- (コ) ユーザー数やページ数の増加に伴う追加のライセンス費用が発生しない CMS を選定すること。

(4) ドメイン・サーバーの取得および初期設定

本サイトのドメインとサーバーは、受注者が選定して、適切に管理すること。

- (ア) 国内データセンターに設置されたサーバーを使用すること。

- (イ) 稼働率 99.9%以上の SLA（サービスレベル合意）を有するサーバー環境を提案すること。
- (ウ) 独自ドメインの取得・設定を行うこと。ドメイン名は市と協議の上決定する。ドメインの名義は出雲市とすること。
- (エ) 移行および作成するコンテンツを十分に格納できる容量を確保すること。運用開始後のコンテンツ蓄積を想定し、容量の柔軟な拡張が可能なサーバー環境とすること。
- (オ) CMS の同時ログインユーザー数が 20 名程度に達する場合でも、作業に支障のない良好なレスポンスを確保できる性能とすること。

(5) セキュリティ対策

第三者からの不正アクセスや改ざん等に対するセキュリティ対策を講じること。不具合発生時の対応、バックアップ体制、障害時の連絡体制等を明確にし、安定した運用が継続できる体制を構築すること。

- (ア) 常時 SSL 化（HTTPS）対応を行うこと。
- (イ) 不正アクセス防止策（WAF 導入、管理画面へのアクセス制限等）を講じること。
- (ウ) 定期的な自動バックアップ体制を構築すること（日次以上）。
- (エ) CMS およびプラグイン等のセキュリティアップデートを適時実施する体制を整えること。
- (オ) 障害もしくは脆弱性が発見された場合、速やかに状況把握に努め、復旧対応を行うこと。復旧までの目標時間を提案すること。
- (カ) ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、パッチを適用する等のセキュリティ対策を行うこと。なお、実施の際には、類似環境による適用テストを行った上で本番環境へ適用すること。
- (キ) 利用状況、例外処理および情報セキュリティ事象の記録（ログ等）を取得・管理し、必要に応じて管理者が確認できる体制を整えること。
- (ク) ウイルス対策ソフトの導入等、マルウェアへの対策を講じること。定義ファイルは常に最新の状態に更新すること。

(6) SNS 等の外部サービスとの連携

各種 SNS サイトや外部プラットフォームとの連携を想定し、Web サイトからの発信が拡散・波及しやすい設計とすること。

- (ア) 市公式 Instagram 等の SNS アカウントと連携し、Web サイトから SNS アカウントへのアクセスを可能にすること。
- (イ) OGP（Open Graph Protocol）を適切に設定し、SNS でのシェア時にサイト情報が正しく表示されるようにすること。

(7) アクセス解析および SEO 改善が可能な環境の整備

- (ア) Google Analytics 4（GA4）を導入し、詳細なアクセス解析が可能な環境を構築すること。
- (イ) Google Search Console の設定を行うこと。
- (ウ) 検索エンジンが理解しやすい構成とし、ページごとのタイトルやメタディスクリプションの設定を可能とする等、基本的な SEO を考慮した構造とすること。
- (エ) 導入するアクセス解析ツール等の管理画面を市職員が確認できるよう、アカウントおよび閲覧権限の設定を行うこと。

(8) アクセシビリティへの配慮

JIS X 8341-3:2016 を参考とし、閲覧者全体の使いやすさ向上の観点から、コントラストや視認性、操作性において配慮を行うこと。本サイトはプロモーションを主目的とするため、過度なアクセシビリティ対応は求めないが、高齢者・障がい者等を含む幅広い閲覧者が利用しやすい設計に努めること。

(9) 運用保守

サーバー・ドメインの維持管理およびシステム監視を行うこと。

- (ア) 障害発生時は速やかに対応すること。
- (イ) CMS のアップデートおよびセキュリティパッチの適用を適時実施すること。
- (ウ) 問い合わせ対応（市職員からの CMS 操作に関する質問等）を行うこと。
- (エ) 本市の依頼に基づき、Web サイトのコンテンツ更新（記事の修正・追加、画像の差し替え、ページの構成変更等）に対応すること。更新の頻度および内容は、本市と協議の上決定する。
- (オ) 市民ライター・出雲人等の CMS アカウントの作成・変更・削除等の管理に対応すること。
- (カ) 運用保守にあたっての対応方針（体制、受付時間、目標対応時間等）を提案時に提示すること。

(10) 操作研修の実施

サイト公開後、市職員向けの CMS 操作研修を最低 2 回実施すること（管理者向け・投稿者向け各 1 回）。

(11) 効果検証・改善

戦略に定める個別 KPI（下位指標）の測定・分析を行うこと。

- (ア) 月次アクセス解析レポートを作成し、市に提出すること。レポートには、主要指標の推移、コンテンツ別パフォーマンス、改善提案を含めること。
- (イ) 令和 9 年度（2 年目）に実施予定の中間振り返り評価に向けたデータ蓄積を支援すること。「Web サイトの魅力度」調査の設計・実施にあたり、必要な技術的協力を行うこと。
- (ウ) アクセス解析データに基づく SEO 対策、導線改善、コンテンツ最適化の提案を行うこと。

(12) 将来的な機能拡張への対応

本業務は開設時点で必要な機能を対象とするが、将来的に利用状況やニーズに応じて新たな機能拡張を行う可能性がある。中間振り返り評価（令和 9 年度予定）を踏まえたサイト改修が柔軟に行える設計・構造を意識すること。

5 業務遂行上の留意事項

本サイトは、令和 8 年度 出雲市シティプロモーション事業業務委託 仕様書の 4 「ターゲットおよび訴求内容（戦略要件）」に記載するターゲットに対する情報発信基盤として機能するものとする。

- ① 月 1 回程度、進捗状況把握・情報共有のための協議を行うこと。打合せ方法（対面・オンライン）は協議の上決定する。
- ② 必要に応じて、他の関連 Web サイトへのリンク設定を行い、利用者が効率的に情報を取得できるよう配慮すること。
- ③ 掲載中の情報に誤りや不適切な内容があった場合は、本市の指示に基づき、迅速に対応すること。
- ④ 出雲市への取材・撮影等が発生するため、必要に応じて現地対応が可能な体制を確保すること。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、本仕様書の内容を基本とするが、詳細な要件・機能・デザイン等については、受注者と本市が適宜協議のうえで決定するものとする。